○九十九里町イメージキャラクター「くくりん」着ぐるみ貸出要領

（趣旨）

第１条　この要領は、九十九里町イメージキャラクター「ウェーブキャット・くじゅうくりん・クリスティーにゃ（以下「くくりん」という。）」が九十九里町をＰＲするキャラクターとして活動するにあたり、九十九里町が所有する「くくりん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を貸し出す場合の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象行事）

第２条　貸出しの対象行事は、次のとおりとする。

⑴　九十九里町が開催する行事

⑵　町内の自治区、ＮＰＯ、社会福祉法人等の公共的団体（法人格を有しないものを含む。）が開催する行事のうち、収益を上げることを主たる目的として開催するものでない行事

⑶　民間企業等が開催する行事のうち、社会貢献活動等公益的な目的で開催する行事

⑷　上記以外で、九十九里町の魅力の発信に資する行事、九十九里町との連携協力の下に開催する行事等、町長が公益的観点から適当と判断できる行事

（使用の承諾）

第３条　着ぐるみの借受けを希望する者（以下「借受希望者」という。）は、あらかじめ「くくりん」着ぐるみ借受申請書（別記第１号様式）に必要事項を記入の上、借受けを希望する団体の概要及び行事の概要が分かる資料を添えて、町長に提出し、その承諾を得なければならない。

２　前項の申請は、次に定める期間に行わなければならない。ただし、特別の事由がある場合はこの限りではない。

⑴　借受期間の初日の３月前から７日前までの期間

⑵　前条第１号に定める者が申請する場合は、この限りではない。

⑶　申請は開庁日の午前８時３０分から午後５時１５分までとし、申請期限日が閉庁日の場合は、直前の開庁日までに申請すること。

３　町長は、第１項の申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの使用を承諾する。

⑴　借受けを希望する行事が、前条各号のいずれにも該当しないとき。

⑵　九十九里町の品位を傷つけるおそれ、又は正しい理解の妨げになるおそれのあるとき。

⑶　着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれのあるとき。

⑷　法令等に違反し、又は公序良俗に反するおそれのあるとき。

⑸　特定の政治家等の個人、政党若しくは宗教団体を支援するものであるとき、又はこれらを支援若しくは公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。
⑹　「くくりん」のイメージを損なうおそれのあるとき。
⑺　その他、町長が着ぐるみの使用について不適当であると認めるとき。
4　町長は、着ぐるみの使用を承諾する場合、「くくりん」着ぐるみ使用承諾通知書(別記第2号様式)により、借受希望者に通知するものとする。
5　町長は、承諾に際し、条件を付することができる。
6　町長は、着ぐるみの使用を承諾しない場合、「くくりん」着ぐるみ使用不承諾通知書(別記第3号様式)により、借受希望者に通知するものとする。

(貸出方法)
第4条　着ぐるみを借受ける者(以下「借受者」という。)は、町長から直接着ぐるみを借受け、直接返却することを原則とし、その作業は借受者が行うものとする。
2　やむを得ず前項の作業を別の者に依頼する場合は、その経費は借受者の負担とする。
3　着ぐるみの貸出しは、1行事につき1体とする。

(貸出期間)
第5条　貸出期間は、貸出しの日から返却の日を含め原則7日以内とする。
2　貸出・返却時間は、開庁日の午前9時から午後5時までとする。

(貸出料)
第6条　貸出料は、無料とする。ただし、運搬等に係る経費は、借受者の負担とする。

(遵守事項)
第7条　借受者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
⑴　承諾された行事のみに使用すること。
⑵　貸出期間を遵守すること。
⑶　着ぐるみ返却時には、着ぐるみを使用した際の状況がわかる写真等を提出すること。
⑷　着ぐるみを第三者に転貸しないこと。
⑸　着ぐるみの使用について、別に定める注意事項を遵守して取り扱うこと。
⑹　第3条第5項の規定により条件が付された場合は、これに従って使用すること。

（承諾の取消し）
第８条　借受者が、前条に定める事項を遵守しなかったときは、その承諾を取り消すとともに、以後の使用は承諾しない。この場合、借受者に損害が生じても、町長は一切その責めを負わない。

（原状回復）
第９条　借受期間中に着ぐるみを毀損し、若しくは汚損し、又は紛失した場合は、借受者の責任と負担により、補修若しくはクリーニングを行い、又は弁償し、原状に復さなければならない。

（町長の責任）
第１０条　着ぐるみの使用により、借受者が被った被害に対しては、町長は、一切その責めを負わない。また、借受者が第三者に被害を与えた場合も、町長は一切その責めを負わず、借受者の責において、その被害を賠償するものとする。

（補則）
第１１条　この要領に定めるもののほか、着ぐるみの取り扱いに関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則
（施行期日）
この要領は、平成２６年６月１２日から施行する。